

総 第 2 1 7 3 号

令和 7 年 6 月 20 日

琴浦町監査委員 稲田 裕司 様

同 田中 肇 様

琴浦町長 福本 まり子

令和 6 年度下半期分定期監査報告書における報告事項について(回答)

令和 7 年 5 月 20 日付監第 5 号で提出を受けました定期監査報告書にて意見等のありました事項については、別紙のとおり対応を検討しています。

指導事項	担当部署	回答(対応方針)
(1) 公共施設の解体工事について	総務課(施設管理室)	<p>空屋等対策の推進に関する特別措置法に基づき行われる解体工事は、代執行によるものであり、本来、義務者である所有者が行うべき解体工事を代わりに町が執行するものであるため、民間工事と同程度の仕様に基づき工事を実施しています。</p> <p>一方で、使われなくなった公共施設の解体工事については、国が定める建築物解体工事共通仕様書に基づき工事を実施しています。</p> <p>国が定める共通仕様書では厳格な環境対策や安全基準の遵守が求められるため、結果として民間工事と比較し、管理コストが高くなることとなります。</p> <p>ただし、今後も公共施設の解体が増加していくことが見込まれるため、削減可能な管理コスト等を研究し、さらなるコスト削減に努めてまいります。</p>
(2) 東伯総合公園の長寿命化計画について	総務課(施設管理室)	<p>公共施設等総合管理計画は、公共施設全体の延床面積の削減及び維持する施設の安全性確保、長寿命化、トータルコストの縮減を全体目標としています。</p> <p>東伯総合公園の長寿命化計画は、これらの全体目標のうち、施設の安全性確保、長寿命化、トータルコストの縮減を目的に、国の指針に準拠して都市公園に特化した形で作成されたものです。</p> <p>東伯総合公園と赤碕総合運動公園は、いずれも公共施設配置計画において一部廃止・非更新として方針が定められていることから、今後は町内における運動施設のあり方について検討を進める中で、住民等関係者の意見を取り入れる機会を設けたうえで、延床面積の削減に取り組んでいきたいと考えています。</p>
(3) 予定価格公表基準の明確化について	総務課(施設管理室)	<p>随意契約における予定価格の公表の取扱いは、各自治体のガイドラインにて定められているのが実情です。琴浦町においては「琴浦町随意契約ガイドライン(H23.4.1施行)」にて事後公表と定めています。</p> <p>現在、随意契約の発注予定については、入札案件と併せて年2回(上期と下期)公表しているところですが、予定価格も含めた随意契約の開札結果については、公表を行っていません。</p> <p>今後は、随意契約手続きの透明性・公平性を確保するため、開札結果についても適切に公表していきたいと考えています。</p>
(4) 職員配置について	総務課(行政総務室)	<p>正規職員の人員増については、今後の人口減少に伴う税収減も想定しながら、基本的には漸減の方向で推移する様に努める必要もあり、難しい面があります。</p> <p>令和6年度より、総務課に「各課支援」として、会計年度任用職員を1名配置し、病気休暇等発生時に各課業務の支援を行える体制を整えています。令和7年度は令和6年度の実績を踏まえて2名配置としており、この体制の効果をまずは確認したいと考えています。</p> <p>また、上記以外に、休職等長期的な人員減が見込まれる時には、役場OBの活用や公募による会計年度任用職員配置も含めた対応を行っていますが、業務内容によっては会計年度任用職員での対応が難しいものもあり、今後も対応について研究を続けて行きます。</p>